

○高知県警察火薬類取締法令事務取扱規程

昭和36年11月21日

高知県警察本部訓令第9号

改正 昭和41年12月20日高知県警察本部訓令第19号

昭和42年9月5日高知県警察本部訓令第13号

昭和42年12月27日高知県警察本部訓令第24号

昭和43年3月29日高知県警察本部訓令第7号

昭和48年3月1日高知県警察本部訓令第2号

昭和49年3月1日高知県警察本部訓令第1号

昭和50年12月1日高知県警察本部訓令第13号

平成4年8月7日高知県警察本部訓令第17号

平成5年10月14日高知県警察本部訓令第19号

平成6年4月5日高知県警察本部訓令第10号

平成17年11月29日高知県警察本部訓令第24号

平成19年2月20日高知県警察本部訓令第2号

令和2年3月24日高知県警察本部訓令第6号

令和5年3月1日高知県警察本部訓令第9号

警察本部

警察署

(目的)

第1条 この規程は、火薬類取締法(昭和25年法律第149号。以下「法」という。)及び火薬類取締法令事務取扱規則(昭和36年高知県公安委員会規則第6号。以下「規則」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(運搬の通知)

第2条 規則第3条各項に規定する火薬類の運搬の通知は、別記第1号様式の火薬類の運搬の通知表により行うものとする。

一部改正〔平成17年本部訓令24号・令和5年3号〕

(証明書の返納)

第3条 火薬類運搬証明書(以下「証明書」という。)の返納を受けた警察職員は、当該証明書の「証明書返納年月日」欄及び「証明書返納者」欄に所要事項を記載するほか、欄外上部に所属、官職及び氏名を記載の上、署長に報告しなければならない。

一部改正〔平成17年本部訓令24号・令和5年3号〕

(運搬届等の処理)

第4条 署長は、規則第2条第1項の規程により証明書を交付したときは、火薬

類運搬届(以下「運搬届」という。)並びに運搬計画表の副本及び証明書の副本を編冊保管するものとする。

一部改正〔昭和41年本部訓令19号・令和5年3号〕
(立入調査等を行う者の遵守事項)

第5条 立入検査等(質問を含む。以下同じ。)を行う者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 立入検査等は、火薬類の盗難その他不正流出及び災害事故の防止を重点として行うこと。
- (2) 立入検査等に際しては、時間、方法等を考慮し、関係者に対し不当に迷惑をかけることのないように留意すること。
- (3) 立入検査等は、原則として製造保安責任者、取扱保安責任者又は現場責任者(以下「責任者」という。)の立会いのもとに行うこと。
- (4) 指示又は指導をする必要があるときは、原則として責任者を通じて行うこと。
- (5) 火薬類を取り扱う場所においては、喫煙しないこと。
- (6) 火薬類を取り扱う場所においては、マッチその他発火のおそれのあるものを携帯しないことのほか、保安上危険の伴う物を携帯し、又は着装しないこと。
- (7) 立入検査等に際しては、みだりに火薬類の製造機械等を操作したり、火薬類を取り扱ったりしないこと。

全部改正〔昭和42年本部訓令13号〕、一部改正〔令和5年本部訓令3号〕
(立入検査等の実施)

第5条の2 立入検査等は、火薬類取扱場所の種別に応じて、別に定める立入検査実施票(以下「立入検査実施票」という。)の検査(指導)事項に従って実施するものとする。

追加〔昭和42年本部訓令13号〕、一部改正〔昭和43年本部訓令7号・平成4年17号・令和5年3号〕

(立入検査等の実施結果)

第5条の3 規則第11条の規定による立入検査等を行った者は、その都度、立入検査実施票により所属長(県本部にあっては生活安全企画課長、署にあっては署長をいう。以下同じ。)に実施結果を報告するものとする。

2 所属長は、前項の報告を受けた場合は、規則第16条の規定による措置の要請の要否を検討し、その必要があると認めたときは、第10条の規定による手続を行うものとする。

追加〔昭和42年本部訓令19号〕、一部改正〔平成4年本部訓令17号〕

(立入検査等を行う者の指定等の報告)

第6条 所属長は、規則第10条第3号に規定する立入検査等を行う者を指定又は解除する必要があると認めたときは、別記第2号様式の火薬類立入検査等職員指定(解除)上申書により本部長に上申するものとする。

全部改正〔昭和42年本部訓令13号〕、一部改正〔平成17年本部訓令24号・令和5年3号〕

(危険時の届出に対する措置)

第7条 署長は、法第39条第2項に規定する危険時の届出を受けたときは、直ちに応急の措置をとるとともに、次に掲げる事項を速やかに本部長に報告しなければならない。

- (1) 発生の日時及び場所
- (2) 火薬庫若しくは火薬類の所有者又は占有者の住所、職業、氏名及び生年月日
- (3) 火薬庫の種類並びに火薬類の名称及び数量
- (4) 原因及び事態の概要
- (5) 危険防止上とった措置
- (6) その他参考となる事項

一部改正〔令和5年本部訓令3号〕

(緊急時の報告)

第8条 規則第13条の規定による報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 火薬類の所有者又は取扱者の住所、職業、氏名及び生年月日
- (2) 緊急措置をとるべき対象及びその期間
- (3) 緊急措置を必要とする理由
- (4) 緊急措置の方法
- (5) その他参考となる事項

一部改正〔令和5年本部訓令3号〕

(意見聴取に対する報告)

第9条 署長は、規則第14条に規定する事項について調査を命ぜられたときは、次に掲げる事項を調査して報告しなければならない。

- (1) 申請者の住所、職業、氏名及び年齢は、申請のとおり相違ないか。
- (2) 譲受者又は消費者は、精神障害者、麻薬類の中毒者、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者等ではないか。
- (3) 譲渡、譲受又は消費の目的は、妥当であるか。また、火薬類を他に転用するおそれはないか。

(4) 消費場所は、申請のとおり相違ないか。また人家との距離、交通量等により勘案して消費によって他に危害を及ぼすおそれはないか。

(5) その他公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれはないか。

一部改正〔平成17年本部訓令24号〕

(措置の要請に対する報告)

第10条 規則第16条に規定する措置の要請を必要とする場合の報告は、次に掲げる事項を調査して行うものとする。

(1) 認知の日時

(2) 要請の対象となる火薬類取扱場所

(3) 違反者の本籍、住所、職業、資格、氏名及び生年月日

(4) 要請の対象となる者の住所又は所在地並びに責任者の氏名及び社名

(5) 違反事実の概要及び適用法条

(6) 措置の要請を要すると認めた理由及び応急措置

(7) 事件処理及び証拠品の措置

(8) 火薬類に関する許可等の種別、番号及び当該許可等の年月日

(9) その他要請上の参考事項

一部改正〔昭和50年本部訓令13号・令和5年3号〕

(事故届等に対する措置)

第11条 署長は、法第46条第1項第1号に規定する災害の発生の届出があったときは、応急の措置をとるとともに、次に掲げる事項を速やかに本部長に報告しなければならない。

(1) 発生の日時及び場所

(2) 所有者又は占有者の住所、職業、氏名及び生年月日

(3) 被害者の住所、職業、氏名及び生年月日

(4) 被害の程度

(5) 火薬類の種類及び数量

(6) 事故の原因及びその概要

(7) 事故に対する措置

(8) その他参考となる事項

2 署長は、法第46条第1項第2号に規定する喪失又は盗難の届出があったときは、必要な手配を行うとともに、その状況を本部長に報告しなければならない。

一部改正〔令和5年本部訓令3号〕

(輸入又は消費の許可の通知)

第12条 規則第22条及び第26条に規定する獵銃用火薬類等の輸入又は消費の許可に関する通知を電話によって行う場合は、別記第3号様式の獵銃用火薬類等輸

入（消費）許可の通知によるものとする。

追加〔昭和41年本部訓令19号〕、一部改正〔昭和42年本部訓令13号・令和5年3号〕

（申請署等の処理）

第13条 署長は、猟銃用火薬類等に係る各申請書及び届出書の副本をその種類ごとにとりまとめて、毎月分を翌月15日までに本部長に送付しなければならない。

2 前項の申請書（輸入許可申請書を除く。）及び届出書の正本並びに猟銃用火薬類等の譲渡許可証及び譲受許可証（以下「許可証」という。）の副本は、その種類ごとに編冊して署に保管するものとする。

追加〔昭和41年本部訓令19号〕

（証明書及び許可証の番号）

第14条 証明書及び許可証の番号は、各署別に当該種類ごとの一連番号とし、かつ、高知県警察公文書管理規程（令和2年3月本部訓令第5号）第26条第2項に規定する所属別略号を冠するものとする。

2 前項の番号は、暦年ごとに更新するものとする。

追加〔昭和41年本部訓令19号〕、一部改正〔平成17年本部訓令24号・令和2年6号〕

（許可の取消の上申）

第15条 署長は、法第17条第3項又は法第25条第3項の規定により猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け又は消費についての許可を取り消す必要があると認めたときは、次に掲げる事項を直ちに本部長に報告するものとする。

- （1）被許可者の住所、職業、氏名及び年齢
- （2）許可をした猟銃用火薬類等の種類、名称及び数量
- （3）許可をした年月日
- （4）許可の取消を必要とする理由

追加〔昭和41年本部訓令19号〕、一部改正〔平成17年本部訓令24号〕

付 則

この訓令は、昭和36年12月1日から施行する。

付 則（昭和41年12月20日高知県警察本部訓令第19号）

この訓令は、昭和42年1月1日から施行する。

付 則（昭和42年9月5日高知県警察本部訓令第13号）

この訓令は、昭和42年9月10日から施行する。

付 則（昭和42年12月27日高知県警察本部訓令第24号）

この訓令は、昭和43年1月1日から施行する。

付 則（昭和43年3月29日高知県警察本部訓令第7号）

この訓令は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年3月1日高知県警察本部訓令第2号）

この訓令は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年3月1日高知県警察本部訓令第1号）

この訓令は、昭和49年3月1日から施行する。

附 則（昭和50年12月1日高知県警察本部訓令第13号）

この訓令は、昭和50年12月1日から施行する。

附 則（平成4年8月7日高知県警察本部訓令第17号）

この訓令は、平成4年8月7日から施行する。

附 則（平成5年10月14日高知県警察本部訓令第19号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年4月5日高知県警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成6年4月5日から施行し、同年3月24日から適用する。

附 則（平成17年11月29日高知県警察本部訓令第24号）

この訓令は、平成17年11月29日から施行する。

附 則（平成19年2月20日高知県警察本部訓令第2号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成19年2月21日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の訓令の様式は、この訓令による改正後の訓令の規定にかかわらず、所要の修正を加え、残品の限度で使用することができる。

附 則（令和2年3月24日高知県警察本部訓令第6号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月1日高知県警察本部訓令第9号）

この訓令は、令和5年3月1日から施行する。

（別記様式省略）